

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 3 日現在

機関番号： 11201
 研究種目： 若手研究（A）
 研究期間： 2009～2012
 課題番号： 21683002
 研究課題名（和文） 母子世帯の労働と福祉の地域的展開に関する調査研究
 研究課題名（英文） The regional deployment of welfare-to-work policies for singles mothers
 研究代表者
 藤原 千沙（FUJIWARA CHISA）
 岩手大学・人文社会科学部・准教授
 研究者番号： 70302049

研究成果の概要（和文）： 母子世帯の労働と福祉にかかわる政策が、地方自治体で具体的にどのように実施されて母子世帯の暮らしに影響を与えているかを明らかにするために、現金給付（生活保護・児童扶養手当）と現物給付（就業支援・子育て支援）の地域的展開に関する研究を行った。現物給付は実施機関の差を含めて地域差が大きいこと、現金給付と現物給付は不可分で相互関連効果が強いこと、現金給付データの分析で地域労働市場の現状や必要な就業支援策が明確化しうることを確認した。

研究成果の概要（英文）： This research project examines how welfare-to-work policies are implemented on the regional level. More specifically, to understand the influence of welfare-to-work policies on the living conditions of single mothers, the research analyzes the regional development of cash assistance (public assistance, the dependent children's allowance) and assistance in kind (work support, assistance and advice for child care). This data indicate that there are large differences in assistance in kind between regions as well as implementing institutions; cash assistance and assistance in kind are not only inseparable, but have a strong mutual effect; an analysis of data on cash assistance further highlights the regional labour market conditions and the importance of work support policies.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	2,500,000	750,000	3,250,000
2010年度	2,200,000	660,000	2,860,000
2011年度	2,400,000	720,000	3,120,000
2012年度	2,900,000	870,000	3,770,000
総計	10,000,000	3,000,000	13,000,000

研究分野： 社会科学

科研費の分科・細目： 経済学・経済政策

キーワード： 母子世帯、ひとり親、地方自治体、母子福祉、自立支援、就業支援、生活保護、児童扶養手当

1. 研究開始当初の背景

他の先進諸国と同様に日本でも離婚率・離婚件数が増加し、ひとり親世帯が増えつつあ

る。ひとり親世帯はふたり親世帯と比べて経済的に脆弱であることから、そこで育つ子どもの貧困をどのように解決するか、福祉給付の財政負担をどのように回避するかが課題

となり、welfare to work/workfare と呼ばれる政策潮流が生まれてきた。日本でも2002年の母子福祉改革により、現金給付である児童扶養手当の総給付費が削減される一方、「就業支援」「子育て支援」「養育費確保策」など社会サービス事業が新設され、現物給付による支援が重点化された。

しかし全国一律の基準で支給される現金給付とは異なり、現物給付である社会サービスは地方自治体が実施主体となって具体的に展開されることから、居住地域によるサービス格差が生じうる可能性が高い。2002年改革から一定年数が経過し、各地方自治体は就業支援策を講じてきたものの、研究開始時点で母子世帯の就業状況に改善はみられず、就労収入が微増したほかは、就業率も正規就業率も増加していなかった。このような国際的な政策動向と2002年改革後の地方自治体の施策の重要性を背景に本研究を企画した。

2. 研究の目的

本研究課題の申請時における研究目的は、母子世帯にかかわる労働政策と福祉政策に着目することによって、国の政策が地方自治体の実施機関レベルでどのように具体化され当該地域の母と子の暮らしにいかなる役割を果たしているのか、母子世帯の子どもの貧困は緩和されているかどうかを検討し、福祉国家としての日本の特徴を検証することであった。welfare to work（福祉から就労へ/就労のための福祉）という政策動向を踏まえて、所得再分配としての現金給付が果たしている役割と、就業支援・子育て支援といった現物給付が果たすべき役割について、地方自治体の事例に基づき明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

研究の方法は、(1)母子世帯の労働と福祉に関する文献資料・統計調査の収集、(2)地方自治体・プログラム実施機関に対するヒアリング調査および参与観察調査、(3)2006年度から収集してきた現金給付データの補足資料・追加データの収集、(4)母子世帯の母への面接調査である。現金給付については生活保護と児童扶養手当のA自治体支給データを対象とし、地域の特徴を相対化するためにB自治体の支給データも一部収集した。現物給付については1999～2003年度にかけて調査した地方自治体のその後の動向をフォローアップするとともに、特徴的な取り組みを行っている自治体、東日本大震災の被災地の自治体を対象に加えた。

4. 研究成果

母子世帯の労働と福祉に関する日本の特徴を明らかにするために、文献資料・統計調査分析では、日本の歴史研究と先進諸国との比較研究を行った。諸外国と共通した特徴は、(1)ひとり親世帯はふたり親世帯と比べて貧困率が高いこと、(2)現金給付による支援のほか就業支援・子育て支援が課題になっていることである。相違点としては、(1)日本はひとり親の就業率が高いにもかかわらず貧困率が高いこと、(2)現金給付の所得再分配による貧困削減効果が弱いことである。

本研究は、国の政策展開や統計データを分析するだけでは個人への帰着が把握できないという問題意識から、地方自治体の現場レベルの政策展開と実施過程に焦点をあてたが、日本だけでなくニュージーランドおよびオランダの特定自治体を対象に行った調査でも、地方自治体による相違が観察された。背景のひとつは、現物給付（サービス給付）である「就業支援」「子育て支援」は行政直営ではなく民間団体への委託方式で行われることが多いため、民間資源の地域差がサービス給付に影響することである。また外国調査では、全国一律であるはずの現金給付においても、地方自治体の財政状況や福祉窓口のケースマネージャーの裁量により求職活動要件の適用に事実上の違いがみられるなど、現場レベルの運営上の違いが現金給付でも地域差を生じさせていた。

本研究では、日本の特定の地方自治体に焦点をあてたが、上記のような諸外国の動向を視野にいたった研究枠組みのもとで考察を行った。

(1) 現金給付（生活保護・児童扶養手当）

2006～2008年度の基盤研究(B)「生活保護受給母子世帯の自立過程に関する研究：データベース構築によるパネル調査分析」(課題番号18330055)で研究協力を得られたA自治体を中心に、補足資料や追加データを収集しながら分析を継続し論文を発表した(雑誌論文②～⑥)。生活保護分析の研究成果は基盤研究(B)の成果報告書に記載したため、児童扶養手当分析の研究成果を記載する。

①分析対象

A自治体における2005年度の児童扶養手当の現況届提出者のうち、対象児童の「母」として受給資格を得ている2,603人のデータを分析対象とした。またそのうち、2002年に支給を開始した289人分については、毎年の所得変動と職業移動を把握するため、2003～2007年度の現況届データから、5年間の所得推移と勤務先業種等についてパネルデータ

を作成した。

②就業率

2003～2007 年度のパネルデータをもとに児童扶養手当受給資格者の就業率をみると、2005 年の現況届時では 74.0%であった。しかし 5 年間（5 回）の現況届時すべて有職だった者は 39.4%に留まっており、単年度のある時点でみた就業率は安定就業を意味していなかった。逆に 5 年間の現況届いずれにおいても無職であった者は 9.0%しか存在せず、5 年間でみると 9 割以上の者に就業経験があった。単年度で把握する場合と複数年で把握する場合の就業率の違いは、持続可能な安定職が少なく失業や転職を繰り返しながら断続的にも就業を持続させている母子世帯の就業実態を表している。

③所得水準・所得変動

2005 年度の現況届から 2004 年所得をベースに児童扶養手当受給資格者の所得水準をみると、低位な所得階層に偏っており、生活保護の最低生活費に満たない世帯が 8 割に及んでいた。2002 年所得、2004 年所得、2006 年所得の 3 時点の変動をみると、児童扶養手当受給資格者の所得は 5～6 割が固定的であり、所得がゼロの階層と所得が比較的高い階層の 2 つで固定化・再生産の傾向がみられた。「ゼロ階層」での再生産の強さについては 2004 年から 2006 年にかけて高まっており、最貧困層から脱出することは、近年に近いほどより難しくなっていることが示唆された。また、5 年間で充分な所得の上昇が見込まれる層は限られており、所得が下降する比率は「高位階層」からよりも「低位階層」からのほうが高いという特徴も見出された。

④勤務先業種

2004 年度の現況届に記載された母の勤務先業種と 2005 年度の現況届から把握した 2004 年所得を分析したところ、勤務先として最も多い業種は「卸売業、小売業」（就業者の 22.9%）であり、続いて「医療、福祉」（17.1%）、「宿泊業、飲食サービス業」（13.7%）であった。全ケースのうち推定年収が 400 万円以上の者は 12 人いたが、そのうち 10 人は「医療、福祉」であった。ただし同じ「医療、福祉」のなかでも正規職の看護師や非正規職の介護ヘルパーなど多様な職種が混在しているため、推定年収は最高値で 6,718,310 円に対して、平均値は 2,994,726 円、中央値は 2,162,000 円と幅がみられた。

⑤職業移動

推定年収と勤務先業種の 5 年間の推移について職業移動という観点からみると、推定年収ゼロ階層固定層と高位階層固定層では就

労の持続性や業種において差異が顕著であった。高位階層固定層は勤務先業種にも変化はなく、同一職種・同一職場での継続就労が可能な層が比較的安定的に相対的高所得を得ていた。一方、推定年収ゼロ階層固定層は職業移動が頻繁であり、勤務先業種は、飲食店、食品製造、人材派遣、あるいは無職など、5 年間の現況届時で変動が大きかった。

5 年間で推定年収ゼロ階層から高位階層に上昇移動したケースは、分析対象 289 人のうち 15 人（5.2%）と少なく、その方々の特徴に一定の傾向を見出すことは困難であった。しかしながら、15 人のうち 3 人は生活保護を受給しながら就業を継続することで収入が上昇しており、現金給付が事実上の就業支援効果を果たしていた。15 人のうち所得の伸び率の最も高い人の最終勤務先は病院であり、どのような条件があれば上昇移動が可能であるのか、労働市場の地域特性も勘案しながら検証していくことが今後の課題である。地方自治体の現金給付データは当該自治体で必要な就業支援策を検討するのに活用しうる貴重な資料であり、個人情報保護に抵触しない範囲で自治体と共同研究を行う意義を見出した。

⑥貧困率・貧困削減効果

2005 年度に現況届を提出した児童扶養手当の受給資格者 2,603 人を対象とした分析では、地方都市という A 自治体の特徴もあり、母の推定年収は 150 万円未満の世帯が 7 割に上り、貧困率は 78.4%であった。ただ推定年収に児童扶養手当を加えた場合は、貧困率は 64.7%へ低下し、児童扶養手当は母子世帯の貧困率を低下させる機能を有していた。一方、養育費の貧困削減効果は小さかった。

ただ世帯の属性別に児童扶養手当の貧困削減効果をみると、「対象児童 3 人以上」世帯と手当の支給開始年が「2004 年-2005 年開始」世帯で効果は限定されていた。子どもの加算方式を見直し、所得制限の審査方式を改善することで、貧困削減効果を高めうることを分析で示した。

（2）現物給付（就業支援・子育て支援）

①調査対象

1999～2000 年度の奨励研究（A）「ひとり親世帯の就労と自立支援対策の総合化に関する実証研究」（課題番号 11730022）、2002～2003 年度の若手研究（B）「ひとり親世帯に対する welfare-to-work 政策に関する調査研究」（課題番号 14730033）で調査対象とした地方自治体に対して、その後の状況と現在の母子世帯政策についてフォローアップ調査を行った。また 2011 年 3 月の東日本大震災を受けて被災地の地方自治体を調査対象

として加え、本研究の過程で注目した地方自治体も対象に加えた。

②1999～2003年当時の状況と2009～2012年の相違

地方自治体の母子福祉行政担当課および関連機関(福祉事務所、労働局、職業訓練校、ハローワーク、母子生活支援施設、母子寡婦福祉団体、母子家庭等就業・自立支援センター等)にヒアリングを行い、2002年母子福祉改革後の地方自治体の現状と現場レベルの変化を調査した。母子世帯の労働・福祉行政いずれの現場においても、母子世帯の母だけでなく母子世帯の子どもの進学・就職問題が課題となっていたことが過去の調査との相違であった。また就業支援に取り組む自治体が増加したこと、障害者就業支援・若者就業支援など労働行政だけでなく福祉行政・教育行政と連携した就業支援が意識されつつあることも今日の特徴であった。

全国一律の政策として現金給付が削減されるなか、現物給付の重要性が増しているが、その重要性の認識度合いや取り組み程度は自治体差が大きく、過去の調査より自治体間のサービス格差は拡大していた。今後、母子世帯の暮らしに与える地方自治体の影響がいつそう増していくことが予想されるが、個別の自治体の先進的な取り組みが他の自治体に普及していく可能性もある。過去の調査では、自治体の母子福祉サービスの民間委託先はほぼ母子寡婦福祉団体に限られていたが、今回の調査では他の民間団体にも委託されはじめていた。

③就業支援の実施機関

2002年改革後に創設された母子家庭等就業・自立支援センターについては、地域雇用情勢のみならず運営委託先による地域差が大きかった。就業支援サービスを自治体が直営で行うか民間団体に委託して行うかという相違や、委託する場合、委託先は営利団体か非営利団体かといった相違がみられたことから、それぞれ異なる特徴をもつ地方自治体・関連機関に対してヒアリング調査を行い、就業支援の実施プロセスについて2つの実施機関の参与観察調査を行った。結果として、直営方式/委託方式、営利団体委託/非営利団体委託のいずれの方式が効果的かといった傾向はみられず、各地域それぞれに固有の課題や特徴を有していた。委託方式の場合、自治体と委託先との関係があることから、個別プログラムの目的、実施計画、成果指標等が、直営方式よりも明示化されていたが、何をもって成果とするかという点や委託先をどのように決定するかという点で課題もみられた。

④就業支援の方法：雇用労働行政

母子世帯の母への就業支援を母子福祉行政の一環として行っている自治体が多いなか、地域雇用対策に位置づけ自治体の雇用労働行政の一貫として行っている自治体は、就業支援の財政規模も大きく、地域の民間資源の活用でも多様な広がりを見せていた。母子福祉行政を超えて、国の雇用創出の基金による事業(ふるさと雇用再生特別基金事業・緊急雇用事業・重点分野雇用創造事業・起業支援型地域雇用創造事業)のなかで母子世帯の母の雇用創出の取り組みを行うなど、地方自治体の工夫しだいで、さまざまな就業支援をなすうることが確認できた。結果として、多様な財源を使って多様な就業支援を行う自治体と、母子福祉行政としての決められた枠でしか就業支援を行わない自治体では実質的なサービス量に違いが生じていた。しかし厚生労働省「母子家庭の母の就業の支援に関する年次報告」では調査対象を母子福祉行政の就業支援に限定しているため、自治体間のサービス格差は表面化していない。母子福祉行政としての就業支援を超えて、雇用労働行政として母子世帯の母への就業支援を自治体がいかに行うかが、就業支援政策を実質化させるポイントである。

⑤就業支援の方法：重層的就業支援

実施機関や運営方法に関する検討過程を通して、本研究が母子世帯の母への就業支援の方法として導き出した知見は、重層的な就業支援が必要であることである。就業支援のあり方が多様であるのは、就業支援を求める層のニーズが多様であるからである。(a)すぐに就業可能な層に対しては職業紹介、(b)技能習得を行えば就業可能な層に対しては職業訓練、(c)就業環境や対人関係を体得する必要がある層に対しては中間的就労(福祉的就労)の場の提供、(d)就業に必要な体力保持・健康管理・自尊感情の回復を必要とする層に対してはエンパワメント支援など、個別的状況に応じた重層的・段階的な就業支援が必要である。

(a)(b)については従来から就業支援として行われてきた施策であるが、(c)(d)はいわゆるソーシャルワークとして行われてきた福祉的支援である。就業支援を実質化させるためには、職業訓練や職業紹介だけでなく、ソーシャルワークとしての就業支援が必要であり、段階的・重層的な支援体系の構築が求められる。各段階の支援を同一機関で行うか、それぞれの専門機関に振り分けるかについては自治体や実施機関の判断によるが、重層的な就業支援が必要であることの認識と、それぞれ各段階にある層を取りこぼさない体系的な支援が必要である。

⑥就業支援の方法：雇用先・受入企業

実施機関や運営方法に関する検討過程を通して、本研究が母子世帯の母への就業支援の方法として着目したもうひとつの知見は、雇用先・受入企業側の視点が必要であることである。就業相談や職業訓練だけでなく、実際の就業につなげるためには、職場開拓が必須である。当該地域の産業構造や労働市場の分析、求人開拓のための企業訪問など受入企業側との折衝、母子世帯の雇用に理解を求めるための研修・意見交換など、企業側へのアプローチが不可欠である。企業との信頼関係を構築し母子世帯の母の就職へと結びつけるには、企業側が求めるニーズや能力を把握し、求職者である母子世帯の母の個別的特性と適合するかどうか綿密な考察が求められる。そのためには、母子世帯の母への支援プロセス全体から個別的特性や状況を踏まえる必要があり、相応しい職場に紹介・就職した後も、職場内での悩みやトラブルを解決・回避するための継続した支援が要請される。

これらは一見、企業利益のための取り組みに見えるが、A自治体の児童扶養手当受給資格者データの分析からもわかるとおり、母子世帯の母は就業率が高いとはいえ雇用が継続しているとは限らず、就職・転職を繰り返している可能性がある。個別企業の状況を的確に把握し、企業ニーズに合致した求職者を紹介することは、求職者である母子世帯の母の安定雇用にとっても欠かせないことである。継続支援によってその職場で活躍できれば母子世帯の母の雇用に対する企業の理解につながり、次の雇用機会を拡大させる波及効果も期待できる。現在、多くの地方自治体で一般的に行われている就業支援に欠けている視点であり、今後求められる課題である。

⑦在宅就業（テレワーク）

母子世帯の母に対する就業支援のひとつとして安心こども基金による「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」がある。在宅就業（テレワーク）は子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子世帯にとって効果的な就業形態といわれており、また東日本大震災後は、雇用機会を失った被災地の失業者対策として、さらには一般企業でも将来の大規模災害に備えた危機管理対策として、あるいはワークライフバランス対策として、在宅就業（テレワーク）が推進されつつある。本研究では、「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」の実施自治体および委託先である実施機関に対してヒアリングを行い、また被災地の失業者対策としての在宅就業説明会、自治体のテレワーク推進シンポジウムや導入企業事例の資料収集をもとに検証を行った。母子世帯の母への就業支援策としての留意点は以下のとおりである。

第一に、雇用型と自営型のテレワークが区別されずに推進され、両者を混同した議論が少なくないが、自営型は仕事保障も収入保障もないことである。母子世帯の母や被災地の失業者に対しては自営型のテレワークが推進されているが、就業支援という名で行政が推奨する就業形態なのか、自営型の問題点は厳格に検証される必要がある。

第二に、自営型のテレワーク推進が、高齢者、専業主婦、障害者などの社会参加やいきがい対策としても行われていることである。生計維持手段を別に有しつつ社会参加としてテレワークを活用する層と、母子世帯の母や被災地の失業者など「就業支援」としてテレワークに辿りついた層が混在する自営型テレワーク市場が形成されつつあり、テレワークが生計維持手段となりうるのか不安要素が大きい。業務請負を中心とした自営型テレワークは、国内のみならず、時間的・場所的制約がないがゆえに世界的競争にさらされており、報酬単価も常に引き下げる危険性がある。

第三に、懸念される点があるとはいえ「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」は基礎的IT技術が修得できること、訓練時の託児の保障があること、少額とはいえ訓練手当が支給されることなど意義もある。今後クラウドソーシングなどの普及により雇用労働が減少し業務請負が増加していけば、母子世帯の母に将来の所得獲得機会を提供した事業と位置づけられなくもない。実際、事業の実施自治体では定員を越える応募があり受講生を選考・選抜しているが、結果として雇用労働者としても活躍しうる能力の高い層を選抜している可能性があり、この事業がどういった母子世帯の層を対象としているかは不明確である。自営型の在宅就業（テレワーク）の利点は、雇用労働には就職しにくい年齢階層、学歴階層、障害程度であっても所得獲得機会が得られることであることから、公的財源を用いた就業支援事業とするには対象を明確化すべきである。

⑧子育て支援

母子世帯の労働と福祉に関する政策動向として、現物給付としてのサービス支援を重視することは、他の先進諸国でもみられる特徴である。とくに母子世帯の母の就業率を増加させるための就業支援と、そのために不可欠な保育サービス・子育て支援は共通した課題として調査・研究が蓄積され、実践的な取り組みが行われている。

本研究では外国の母子世帯政策を検討するなかでparenting支援に注目した。子どものいる貧困・低所得世帯の支援策として「親として学び」や「子育ての方法」を教えるparenting政策は、現金給付と違って財政負

担が小さいこと、児童虐待の防止につながる
こと、就学前の乳幼児期支援の投資効果が高
いことなどから、母子世帯支援としても注目
され、導入されはじめていた。しかし、親支
援という parenting 政策を安易に推進するこ
とは、貧困の原因も解決の責任も親自身に求
めることにつながる危険性をはらんでおり、
その推進には注意が必要である。とはいえ日
本でも乳幼児のいる低学歴階層の母子世帯
支援では、就業の基盤づくりや土台となるも
のとして子育て不安の解消、親としての自信
形成は不可欠であると「就業支援の方法：重
層的就業支援」の検討の過程で確認されたこ
とから、東日本大震災の被災地の自治体でパ
イロット的に実践を行い検証を試みた。

本研究で使用したのはカナダの親支援プ
ログラム Nobody's Perfect である。このプ
ログラムは乳幼児の子どもをもつ「若い親、
ひとり親、孤立した親、低所得の親、低学歴
の親」を対象とした親支援プログラムだが、
日本では多くの母親は孤立した環境で子育
てをしているという解釈のもとで、対象を絞
らず、一般的な親支援プログラムとして普及
している。誰でも子育て不安があるという一
般施策化は住民に受け入れられやすく広報
活動も容易だが、結果的には、情報にアクセ
スしやすく学習意欲も高い層に利用されて
いる可能性が高く、本来のプログラムの効果
も十分に発揮されていないと考えられる。

本研究では子育て支援にかかわる関係者
に4日間ファシリテーター研修を行い、その
後6回連続の親支援講座を1クール実施した。
親支援講座の受講生の合意を得て連続講座
の前後で自尊感情尺度を用いた効果測定を
行ったところ、統計的に有意な結果は得られ
ず、残念ながら本研究ではプログラムの効果
は確認できなかった。ただし「若い親、ひと
り親、孤立した親、低所得の親、低学歴の親」
への子育て支援のあり方として自治体関係
者の注目を集め、またファシリテーターとな
りうる地域人材が養成されたことから、2013
年度は自治体直営で1クールする運びとなっ
た。本研究の成果と課題をもとに自治体の実
践に協力することで検証を継続していく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

[雑誌論文] (計6件)

①藤原千沙、母子世帯の貧困と学歴：2011年
調査からみえてきたもの、現代思想、査読無、
40巻15号、2012、pp.158-165

②湯澤直美、藤原千沙、石田浩、母子世帯の
所得変動と職業移動：地方自治体の児童扶養

手当受給資格者データから、社会政策、査読
有、4巻1号、2012、pp.97-110

③藤原千沙、湯澤直美、石田浩、母子世帯の
所得分布と児童扶養手当の貧困削減効果：地
方自治体の児童扶養手当受給資格者データ
から、貧困研究、査読無、6巻、2011、pp.54-66

④湯澤直美、藤原千沙、生活保護受給期間に
おける母子世帯の就業と収入構造、女性労働
研究、査読無、55号、2011、pp.62-77

⑤藤原千沙、湯澤直美、被保護母子世帯の開
始状況と廃止水準、大原社会問題研究所雑誌、
査読有、620号、2010、pp.49-63

⑥藤原千沙、湯澤直美、石田浩、生活保護の
受給期間：廃止世帯からみた考察、社会政策、
査読有、1巻4号、2010、pp.87-99

[学会発表] (計1件)

①藤原千沙、ひとり親家族支援：日本の現
状・運動・政策、国際女性デー/日仏シンポ
ジウム、2013年3月9日、日仏会館(東京都)

[図書] (計2件)

①藤原千沙、山田和代、いま、なぜ女性と労
働か、労働再審③女性と労働(藤原千沙、山
田和代編、大月書店)、2011、284頁(pp.11-39)

②藤原千沙、ひとり親世帯をめぐる社会階層
とジェンダー、社会政策の中のジェンダー
(木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編、明
石書店)、2010、266頁(pp.136-157)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤原 千沙 (FUJIWARA CHISA)

岩手大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号：70302049

(2) 研究協力者

湯澤 直美 (YUZAWA NAOMI)

立教大学・コミュニティ福祉学部・教授

研究者番号：50308102

石田 浩 (ISHIDA HIROSHI)

東京大学・社会科学研究所・教授

研究者番号：40272504

櫻 幸恵 (SAKURA SACHIE)

岩手県立大学・社会福祉学部・講師

研究者番号：60347185

江沢 あや (EZAWA AYA)

ライデン大学・日本学部・講師